

○業務委託契約書 新旧対照表

改正前	改正後
(業務委託料の請求及び支払) 第9条 略 2 略 3 甲の責めに帰する事由により第1項にかかわる支払が、前項に規定する支払期限までに支払われない場合、乙は、その請求金額につき、遅延日数に応じ年<u>2.5</u>パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。 (甲の損害賠償請求等) 第21条 略 2～4 略 5 第1項第1号に該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年<u>2.5</u>パーセントの割合で計算した額とする。 6～7 略 (賠償金等の徴収) 第23条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年<u>2.5</u>パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料から相殺し、なお不足を生ずるときは、さらに追徴することができる。 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年<u>2.5</u>パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収することができる。	(業務委託料の請求及び支払) 第9条 略 2 略 3 甲の責めに帰する事由により第1項にかかわる支払が、前項に規定する支払期限までに支払われない場合、乙は、その請求金額につき、遅延日数に応じ年<u>3.0</u>パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。 (甲の損害賠償請求等) 第21条 略 2～4 略 5 第1項第1号に該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年<u>3.0</u>パーセントの割合で計算した額とする。 6～7 略 (賠償金等の徴収) 第23条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年<u>3.0</u>パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料から相殺し、なお不足を生ずるときは、さらに追徴することができる。 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年<u>3.0</u>パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収することができる。